# 東京行政書士政治連盟多摩中央支部旅費交通費等の支給に関する内規

第１条（目的）

この内規は、東京行政書士政治連盟多摩中央支部（以下「支部」という。）の役員及び支部会員(以下{会員}という。)が、支部の業務遂行上必要により、出張する場合に支給する旅費交通費等に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

第２条（用語の意義）

「出張」とは、会員が支部の業務遂行上必要により、支部地域の内外で業務を遂行することで、支部長が認めたもの及び東京行政書士政治連盟（以下「本部」という。）の行う大会・支部長会・委員会・政治セミナー等（以下「会議等」という。）に出席することをいう。

第３条　（旅費交通費の算定）

旅費交通費の支給額については、別に定める旅費交通費準則によるものとする。ただし、本部及び支部役員が本部の会議等に召集された場合、本部等よりそれに相当の旅費交通費が支給されたときは、支部より旅費交通費は支給しないものとする。

２．支部役員会に出席して、東京都行政書士会多摩中央支部役員を兼ね、東京都行政書士会多摩中央支部から旅費等が支給された場合は、支給しないものとする。

第４条（出張報告及び交通費の請求）

出張した会員は、出張が完了したときは、速やかに支部長に対し、出張報告するとともに、旅費交通費等を請求するものとする。

第５条（その他）

本内規によりがたい場合は、その都度支部長が決定するものとする。

第６条（改廃）

この準則の改廃は、役員会の議決によりこれを決定する。

附 則　この内規は、平成２９年１１月８日から施行し、同日から運用する。

# 東京行政書士政治連盟多摩中央支部旅費交通費準則

第１条（目的）

この準則は、東京行政書士政治連盟多摩中央支部（以下「支部」という。）の役員及び支部会員（以下「会員」という。）が、支部の業務遂行上必要により、出張する場合に支給する旅費交通費等の支出について、必要な事項を定めることを目的とする。

第２条（旅費交通費の支給）

旅費の支給は、東京行政書士政治連盟（以下「本部」と称す）及び、支部の会議等への出席、各種選挙の応援等への参加、その他役員会の議決に基づき出張したときに支給される。ただし、本部等よりそれ相当の交通費が支給されたときは、支部より交通費は支給しないものとする。

第３条（旅費の種類）

旅費の種類は、次の各号のとおりとする。

（１）本部主催による行事等に出席したとき　２,０００円

（２）支部の役員会に出席したとき４,０００円

（３）各種選挙の会合の参加及び応援に参加したとき

①支部地域の内は１回に付き１,０００円

②支部地域の外は２,０００円

③１日の支給限度額は２,０００円とする。ただし実費が２,０００円を超えた場合は超えた額を切り上げして１,０００円を加算する。

（４）各種政治団体・後援会等の会議・会合等に参加したとき

①支部地域の内は１回に付き１,０００円

②支部地域の外は２,０００円

③１日の支給限度額は２,０００円とする。ただし実費が２,０００円を超えた場合は超えた額を切り上げして１,０００円を加算する。

第４条（その他）

この準則で定める事項以外において、必要とする事項は役員会がその都度これを決定する。

第５条（改廃）

この準則の改廃は、役員会の議決によりこれを決定する。

附 則　この準則は、平成２９年１１月８日から施行し、同日から運用する。